平成２４年（フ）第６１８号
東京都東村山市栄町２丁目21番地８
破産者　有限会社ふくむら
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１９号
東京都東久留米市野火止３丁目４番４―103号
破産者　福村　憲雄
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７３０号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1585番地５
破産者　有限会社ハハカベ
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（フ）第４９０号
仙台市青葉区広瀬町４番27号
破産者　有限会社メデイカルブツク日伸
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上柏崎48番地３
破産者　滝田　恵美
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９２号
新潟市中央区鳥屋野271番地５
破産者　東日工業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２４号
京都府宇治市槇島町十八50番地の１
破産者　株式会社サカイ
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
最後の住所奈良県橿原市地黄町79番地８、住民票上の住所京都府八幡市男山美桜５番地40
破産者　亡坂井利幸相続財産
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
兵庫県丹波市柏原町南多田179番地の１
破産者　株式会社光ガラス
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第７５９号
広島市西区庚午中４丁目11番13号
破産者　有限会社エフティエス
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５０号
福岡市中央区警固３丁目６番2403号
破産者　亡平塚光行相続財産
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１２号
福岡市城南区茶山４丁目22番21号
破産者　株式会社うみぞらエンジニア
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００号
山口県下松市旗岡５丁目６番33号
破産者　株式会社久保組
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５２５号
東京都世田谷区弦巻３丁目22―25　パークコート弦巻309号室、開始決定時の住所京都市左京区下鴨岸本町23番地
破産者　坂井　敏浩
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７４１号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島３棟106号、開始決定時の住所京都府長岡京市東神足２丁目15番31号
破産者　阿曽　敏明
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
兵庫県丹波市氷上町中野40番地
破産者　田原美代子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第７４０号
兵庫県加古川市新神野２丁目６番17号、開始決定時の住所兵庫県加古川市上荘町都台１丁目27番地の12
破産者　センターハウスこと　中家　義人
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１４号
広島市南区丹那町21番37号　２D、開始決定時の住所広島市東区牛田東２丁目19番32―204号
破産者　野坂　映作
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１号
福岡市西区石丸１丁目９番８―401号
破産者　インテリアおのこと　小野　新六
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部